保護者の皆様

札幌保健医療大学 学長 小 林 清 (危機管理委員長)



国の緊急事態宣言解除に伴う本学の対応について

謹啓 深緑の候 各位におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素より、本学の教育に対しましては格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、政府は2020年5月25日(月)に北海道を含む1都1道3県に対し特措法に基づく「緊急事態宣言」の解除を公表し、これによりすべての都道府県が解除となりました。

本学ではこの政府の解除公表に関わらず、5月11日付「新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業(原則登校禁止)について」でお伝えしておりました5月31日(日)までの間の臨時休業(原則登校禁止)は予定通り継続いたします。一方、6月1日(月)より、北海道は小・中・高校の授業を再開することから、本学としては「札幌保健医療大学における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、同日付けで臨時休業(原則登校禁止)を解除し、対面授業(実習、実験、演習)、面接、事務手続き、クラブ活動等必要に応じて学生の登校を可能とすることを決定いたしました。

また、すでにご案内のとおり前期の対面授業および定期試験を除く授業科目については「遠隔授業」を継続し、前期の対面授業および定期試験については裏面のとおり開始する予定です。これら登校して 実施する対面授業および定期試験につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する細心の対策を図りながら運営していく所存です。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、学生の皆さんの学修に対する更なるご協力を賜りますようお願い申しあげます。帰省中の学生さんには、必要な登校開始日に間に合うように帰札の準備を促して頂きますようお願いします。

なお、本学では新型コロナウイルス感染症の影響で、アルバイトの収入減や仕送りの減額等により生活が困窮した学生を支援するための「吉田学園学生生活特別支援金制度」や「学生支援緊急給付金制度(国の事業)」の他に、家計状況が急変した世帯の学生を支援するための「札幌保健医療大学新型コロナウイルス感染に伴う授業料減免制度」(新設)や「札幌保健医療大学給付奨学金制度」(対象人数拡大)を実施して随時募集いたしますので、希望される保護者の皆様におかれましては、本学のホームページをご覧いただきますよう宜しくお願いいたします。ご不明な点がございましたら本学事務局学務課(面011-792-3350)までお問合わせください。

本学の教育へのご理解、ご協力を重ねてお願い申しあげますとともに、保護者の皆様のご健勝を心からご祈念申しあげ、本学からの連絡とさせていただきます。

登校開始日(予定)

- 1. 看護学科
 - (1) 看護学科1年次 : 6月25日(木)
 - (2) 看護学科2年次 : 6月18日(木)
 - (3) 看護学科3年次 : 6月17日(水)
 - (4) 看護学科4年次 : 6月11日(木)
- 2. 栄養学科
 - (1) 栄養学科1年次 : 6月17日(水)
 - (2) 栄養学科 2 年次 : 6 月 1 6 日 (火)
 - (3) 栄養学科3年次 : 6月16日(火)
 - (4) 栄養学科編入3年次 : 6月15日(月)
 - (5) 栄養学科4年次(編入学生を含む) : 6月16日(火)

以上